

○大型ごみ有料化の実施状況について

※大型ごみは、他市においては、粗大ごみの名称で使われているケースが多い

■概要

○平成 17 年 5 月 26 日に廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（基本方針）」が改正され、市町村の役割として、一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化された。

○一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）によると平成 25 年度において、約 6 割の市町村が一般ごみ（家庭ごみや大型ごみを含む。）の有料制を導入している。

○大阪府内の市町村では、平成 28 年 3 月時点で 43 市町村中、31 市町村（約 72%）が大型ごみの有料制が導入されている。

○大型ごみの有料制には、処理手数料の設定方式から、「大きさ別（または重量別）手数料を設定」、「品目別に手数料を設定」、「単一の手数料を設定」等の方式がある。

○大型ごみにも排出個数に応じて、ごみ手数料を支払う単純従量制と年間一定個数までは無料でそれを超えると手数料を徴収する超過量有料制の 2 種類の方式がある。

○市民は、市に大型ごみの収集を電話申込み等により依頼し、料金を確認後、コンビニ等で処理券を購入し、大型ごみに貼って決められた日に家の前に出し収集してもらう市町村が多い。1 回に申し込める件数を 5 点程度に定めているのが一般的である。

■有料化の目的及び期待する効果（環境省「一般廃棄物処理有料化の手引きより引用）

排出抑制や再生利用の推進

⇒費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機付け）が生まれ、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できる。

公平性の確保

⇒排出量に応じて手数料を徴収する有料化を導入することで、より費用負担の公平性を確保できる。

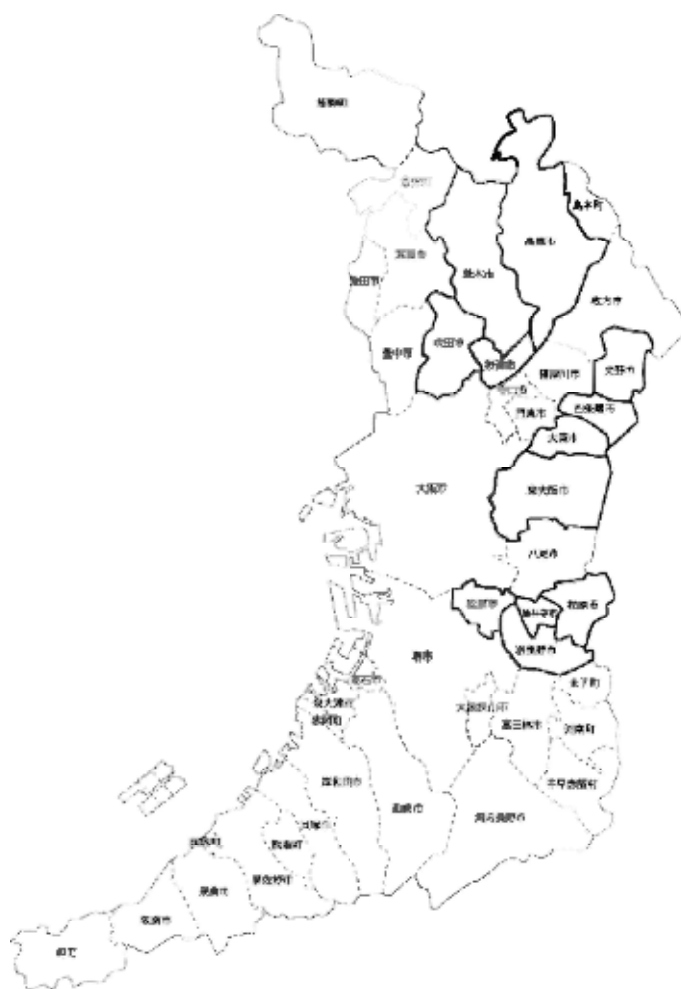
住民や事業者の意識改革

⇒有料化の導入によって一般廃棄物の排出機会や排出量に応じて費用負担が発生することになり、また市町村が住民・事業者に対する一般廃棄物処理費用等に関する説明の必要性も増大するため、住民・事業者が処理費用を意識し、ごみ排出に係る意識改革につながることを期待される。

その他の効果

⇒一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進により焼却処理量や最終処分量が減量されることで、環境負荷及び収集運搬費用や処理費用の低減などが期待される。

図 1 府内市町村有料化実施状況

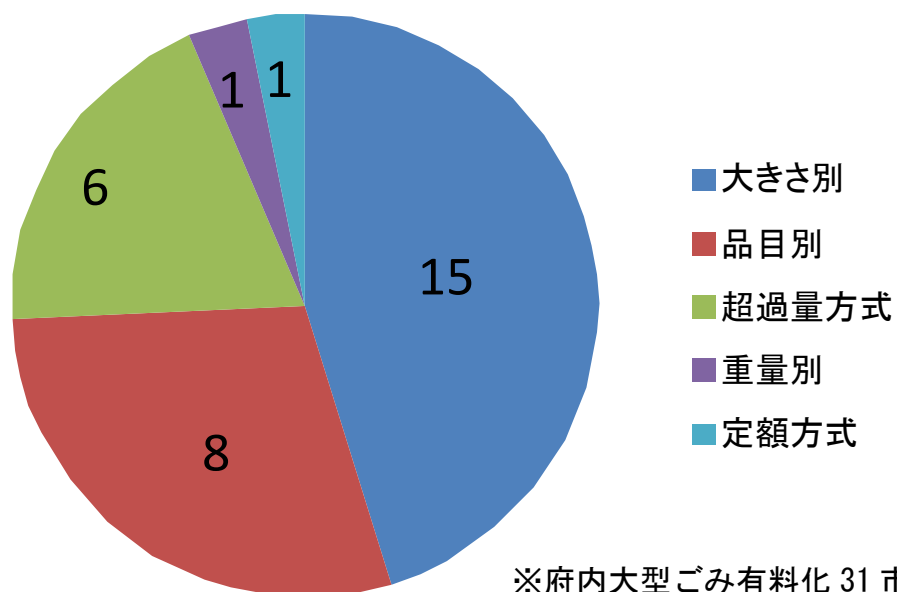


府内市町村の大型ごみ有料化実施状況
※太枠で囲った市は大型ごみを無料で収集している

■処理手数料の設定方式

方式	内容（例示）
大きさ別（または重量別）	もっとも長い部分まで1.5mまでの場合には、処理券は1枚、1.5mを超える物は2枚貼る等のように大きさ別（または重量別）に手数料を徴収している。
品目別	品目の大きさ・重さ・処理困難制等から1品目300円～1,800円の4段階程度に分け処理手数料を定める（300円、600円、1,200円、1,800円等）。処理券は額面300円と600円の2種類等を発行し、組み合わせて支払う。
超過量方式	年間30枚まで無料シールを配布し、それを超える場合は1点につき500円
定額方式	申込1件につき1,000円

図2 府内有料化市町村の処理手数料設定方式



■府内の大型ごみ有料制導入状況一覧

		大型ごみ				
		実施状況	導入期	方式①	方式②	手数料（円）
1	東大阪市	×	—	—	—	—
2	大阪市	○	H18. 10	電話申込	品目別	4 区分（200, 400, 700, 1000）
3	堺市	○	H13. 12	電話申込	品目別	5 区分（400, 800, 1200, 1600, 2000）
4	岸和田市	○	H14. 7	電話申込	大きさ別	2 区分（500, 1, 000）
5	豊中市	○	H18. 10	電話申込	品目別	4 区分（300, 600, 1200, 1800）
6	池田市	○	H18. 4	定期収集	大きさ別	2 区分（300, 600）
7	吹田市	×	—	—	—	—
8	泉大津市	○	H16. 4	電話申込	大きさ別	2 区分（500, 1000）
9	高槻市	×	—	—	—	—
10	貝塚市	○	H14. 12	電話申込	大きさ別	2 区分（500, 1000）
11	守口市	○	H19. 12	電話申込	品目別	5 区分（300, 600, 900, 1200, 1800）
12	枚方市	○	H14. 4	電話申込	品目別	4 区分（300, 600, 900, 1200）
13	茨木市	×	—	—	—	—
14	八尾市	○	H25. 10	電話申込	大きさ別	2 区分（400, 800）
15	泉佐野市	○	H18. 4	電話申込	大きさ別	2 区分（500, 1000）
16	富田林市	○	H8. 2	定期収集	超過量方式	年間 36 個まで無料、それ以上 500 円/個
17	寝屋川市	○	S54. 9	電話申込	重量別	270 円/10kg

		大型ごみ				
		実施状況	導入期	方式①	方式②	手数料（円）
18	河内長野市	○	H8. 2	定期収集	超過量方式	年間 36 個まで無料、それ以上 500 円/個
19	松原市	×	—	—	—	—
20	大東市	×	—	—	—	—
21	和泉市	○	H17. 10	電話申込	品目別	5 区分（300, 600, 900, 1200, 1500）
22	箕面市	○	H15. 10	定期収集	大きさ別	2 区分（300, 600）
23	柏原市	×	—	—	—	—
24	羽曳野市	×	—	—	—	—
25	門真市	○	H20. 4	電話申込	品目別	4 区分（300, 600, 900, 1500）
26	摂津市	×	—	—	—	—
27	高石市	○	H19. 1	電話申込	品目別	5 区分（300, 600, 900, 1200, 1500）
28	藤井寺市	×	—	—	—	—
29	泉南市	○	H20. 4	電話申込	大きさ別	2 区分（500, 1000）
30	四條畷市	×	—	—	—	—
31	交野市	×	—	—	—	—
32	大阪狭山市	○	H8. 2	定期収集	超過量方式	年間 36 個まで無料、それ以上 500 円/個
33	阪南市	○	H20. 4	電話申込	大きさ別	2 区分（500, 1000）
34	島本町	○	S52. 6	電話申込	定額方式	申請 1 件につき 2, 000 円（2t トラック）
35	豊能町	○	H23. 4	電話申込	大きさ別	3 区分（300, 600, 900）

		大型ごみ				
		実施状況	導入期	方式①	方式②	手数料（円）
36	能勢町	○	H15. 10	電話申込	大きさ別	2 区分（400, 800）
37	忠岡町	○	H19. 10	電話申込	大きさ別	2 区分（500, 1000）
38	熊取町	○	H19. 10	電話申込	大きさ別	2 区分（500, 1000）
39	田尻町	○	H18. 7	電話申込	大きさ別	2 区分（500, 1000）
40	岬町	○	H20. 4	電話申込	大きさ別	2 区分（500, 1000）
41	太子町	○	H8. 2	定期収集	超過量方式	年間 36 個まで無料、それ以上 500 円/個
42	河南町	○	H8. 2	定期収集	超過量方式	年間 36 個まで無料、それ以上 500 円/個
43	千早赤阪村	○	H8. 2	定期収集	超過量方式	年間 36 個まで無料、それ以上 500 円/個

※資料：各市町村ＨＰから引用（品目別と大きさ別を併用している場合は、品目別に分類）

■大型ごみ有料化方式の特徴

方式	特徴		
	メリット	デメリット	事例
品目別	(市民) 品目名が一覧表にあがっており、大型ごみがどのような物が具体的なイメージができる	(市民) ごみ処理手数料一覧に排出する品物と一致する品目があれば手数料が分かるが、一致していない場合には判断しにくい 過度に細かく品目別大きさ別処理手数料を設定すると品目を探すのが大変である	<u>分類例</u> 1. 電気器具・ガス器具 2. 家具・寝具 3. 娯楽器具・スポーツ器具・健康器具 4. ガラクタ類 <u>府内導入市</u> 大阪市、堺市、豊中市、枚方市、和泉市など
	(市) 品目別排出量の推移や季節変動を把握できる	(市) 電話対応だけでは手数料を説明しにくい 細かく品目別処理手数料を設定すると収集時に適正な料金負担がなされているか確認しづらい 引越ごみや臨時ごみの料金徴収時において、品目を確認して処理手数料を計算する必要がある	
	(共通) 重量や容積の測定作業が必要なくなり、収集現場での手間が簡略化できる	(共通) 大型ごみ収集時に料金が適正に払われているかどうかをラベル等で確認するが過度に細かく品目別大きさ別処理手数料を設定すると確認しづらい 引越ごみや臨時ごみの料金徴収時において1つ1つの品目や大きさを確認して処理手数料を計算する必要がある	
大きさ別	(市民) 客観的に計測できる大きさがごみ処理手数料算定の基礎となり処理手数料は納得しやすい	(市民) 大きさを細かく設定すると1つ1つの大きさを確認して処理手数料を計算する必要がある (市) 品目別排出量の推移や季節変動を把握することができない 細かく大きさ別処理手数料を設定すると収集時に適正な料金負担がなされているか確認しづらい	<u>分類例</u> 1点につき400円、3辺の長さの合計が3mを超える場合は、1点につき800円 <u>府内導入市</u> 八尾市、箕面市、岸和田市、池田市、貝塚市、泉佐野市
	(市) 処理手数料を市民に説明しやすい		
	(共通) 事前に処理券を購入して納付することが可能であり、収集現場の手間が簡略化できる		

重量別	(市民) 客観的に計測できる重量がごみ処理手数料算定の基礎となり処理手数料は納得しやすい		<u>分類例</u> 10kg あたり 270 円 <u>府内導入市</u> 寝屋川市
	(市) 処理手数料を市民に説明しやすい	(市) 品目別排出量の推移や季節変動を把握することができない	
	(共通) 事前に処理券を購入して納付することが可能であり収集現場の手間が簡略化できる		
超過量制	(市民) 一定量まで無料であり、有料化に対する負担は少ない	(市民) 一定量が多すぎると粗大ごみの発生抑制に対する経済的な誘導効果が発揮しにくい	<u>分類例</u> 無料排出シール 36 枚配布し、それを超える場合は有料 <u>導入市</u> 富田林市、河内長野市、大阪狭山市
		(市) 一定量以上排出したかどうかの管理のため多額の費用がかかるおそれがある	
定額制	(市民) 個数に比例するので処理手数料が分かりやすい	(市民) 1 点あたりの処理手数料になると排出量に応じた費用負担になっておらず、公平性が確保できない	<u>分類例</u> 申請 1 件につき 2,000 円 <u>府内導入町</u> 島本町
	(市) 処理手数料の確認が容易である	(市) 品目別排出量の推移や季節変動を把握できない	
	(共通) 収集現場での手間を簡略化できる		

■導入にあたっての配慮事項

大型ごみの有料制導入にあたって、各市町村が配慮した主な内容を以下に整理した。

○収集における市民サービスの向上

- ・ステーション方式から戸別方式へ変更して持ち出しの距離を縮小
- ・既存の臨時ごみ・犬猫等死体処理と併せて受付を一元化し、効率的な受付システムを導入
- ・収集個数制限の廃止（有料化前は１０個まで等） など

○リユース手段の提供

- ・リサイクルプラザやリサイクル工房の整備
- ・リユースフェスタ（家具や自転車について）やフリーマーケットを実施
- ・収集した粗大ごみの中からリユースできそうなものを手直しし、抽選で市民に無料提供

○低所得者等への負担の軽減

- ・非課税世帯や生活保護世帯に対する処理手数料の減免

○高齢者や身障者等への対応

- ・粗大ごみ収集に関する持ち出しサービスの実施

○持ち去り対策

- ・条例や規則等で持ち去りに対する罰則を強化

○処理料金やリユース手段等、市民への情報提供

- ・処理料金表やリユースの方法を記した「ごみ辞典」等の作成・配布
- ・チラシ、ホームページ等で情報提供

○不法投棄防止の強化

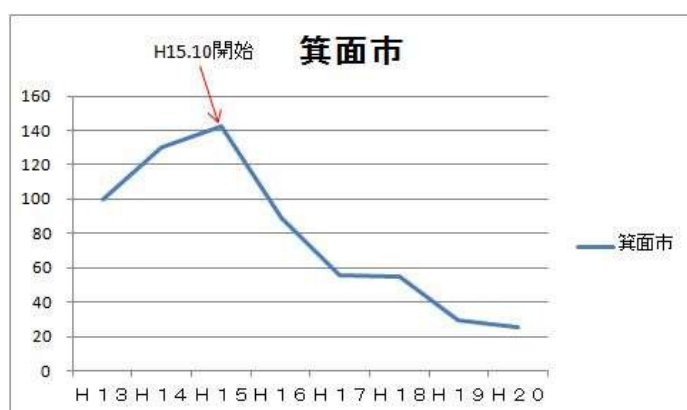
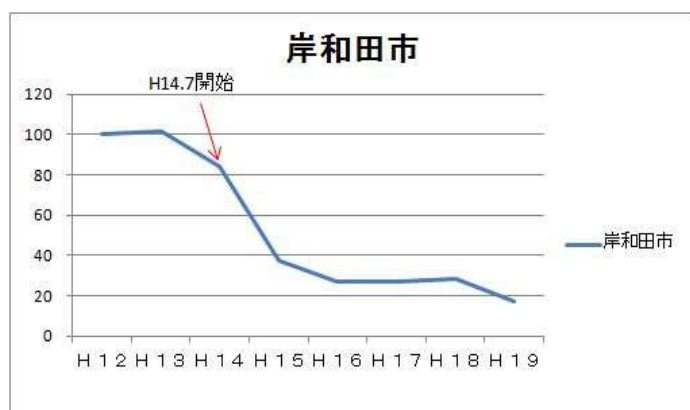
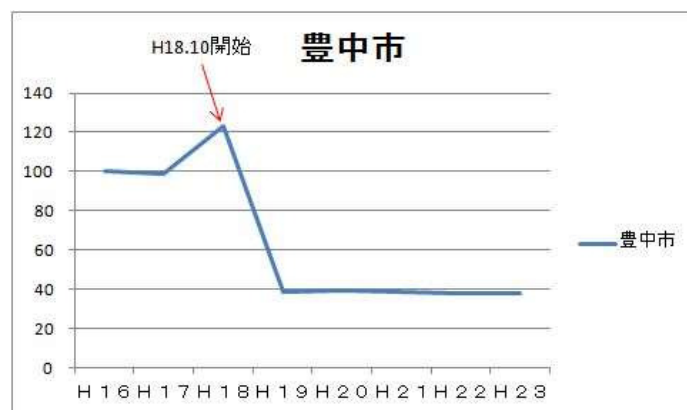
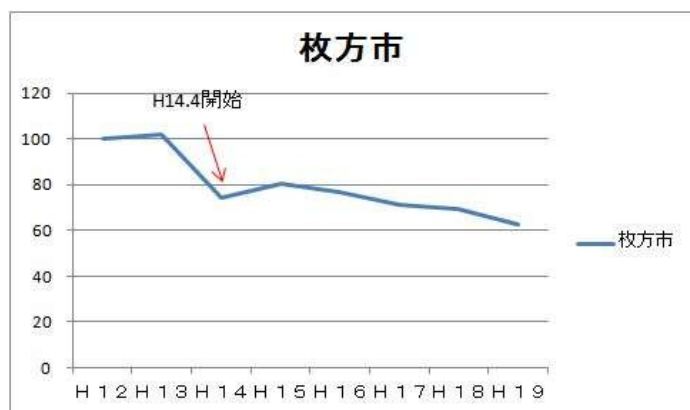
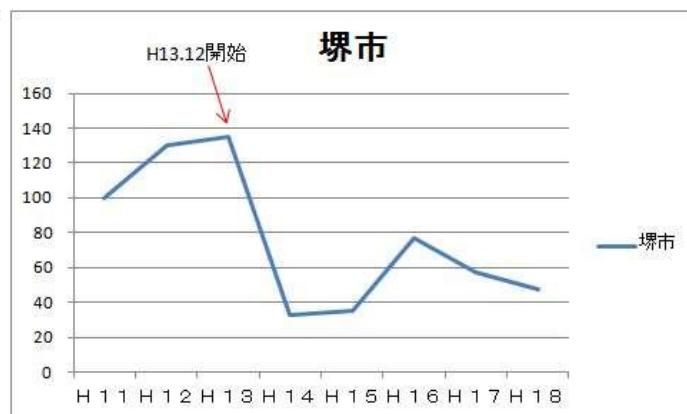
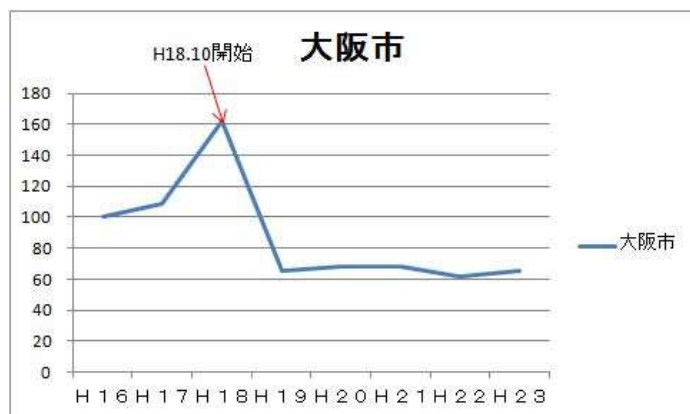
- ・不法投棄啓発看板の配布
- ・防犯カメラの設置
- ・早朝・夜間パトロールの実施

○処理手数料収入の用途

- ・ごみ収集事業経費等
- ・集団回収奨励金や生ごみ処理機の補助金など、ごみ減量推進経費等
- ・有料ごみ袋、シールの作成経費等

■大型ごみの排出量の推移

有料化実施年度の１年前は駆け込み需要により、排出量が大幅に増加するため、有料化実施年度の２年前を基準値１００として有料化実施５年後までの排出量の推移を以下に掲載する。



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）※ごみ搬入量のうち、粗大ごみの収集量から推測している